

消費者トラブル・多重債務

一人で悩まず
相談を

市では、消費者被害の救済や未然防止・拡大防止を図るため「消費生活相談」を行っています。

窓口では、消費生活相談員が相談を受け、情報提供や問題解決のためのお手伝いをしています。契約上のトラブルや多重債務などでお困りのかたは、早めにご相談ください。

農水商工観光課商工労政係

☎⑤1156

高齢者を狙う
悪質商法にご用心！

消費者トラブルに関する相談では、高齢者を狙った訪問販売などで悪質なものが見られます。

悪質業者は、高齢者の心理を巧みについて優しい言葉やうまい話、逆に不安をあおるような言葉で年金や貯金などの大切な財産を狙っています。

また、高齢者は自宅にいたことが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害が多いのも特徴です。

すぐに契約するのは危険です

被害を未然に防止するためにも、その場ですぐ契約したり、お金を支払ったりせず、家族など身近なかに相談しましょう。

また、訪問販売や電話勧誘販売で商品（指定商品）を購入した場合、契約したその日を含めて8日間以内であればクーリングオフ（無条件解約）ができます。

クーリングオフ期間を過ぎってしまった場合でも解決できることがありますので、あきらめずに、消費生活相談窓口にご相談してください。

「多重債務」

一人で悩んでいませんか？

多重債務とは

消費者金融やクレジットカードなどで借金し、その返済や利息の支払いのために別の業者から次々と借りるようになり、気が付くと多数の金融業者と多額の借金を抱えてしまった状態をいいます。

内緒の借金ほど

危ないものはない

多重債務者の大半は、多額の借金を抱え込んでしまったことを誰にも打ち明けていません。内緒の借金が膨らみ、いよいよ打ち明けにくくなる悪循環に陥ります。

そして、「毎月の返済日に何とか返済しよう」ということばかり考えると、悪質業者にひっかかりやすくなります。

一日も早く相談してください

消費生活相談窓口では、債務状況や生活状況をお伺いし、ご相談の内容について専門機関に引き継ぎます。きちんとした手続きをとれば、多重債務は解決できます。

生活を立て直し、新たなスタートを切る機会です。あきらめずに勇気を持って相談してください。

お気軽にご利用ください

消費生活相談

専門ダイヤル☎⑤1241

とき 毎週火曜・金曜日 午前9時～午後4時
※祝日と年末年始を除きます

ところ 市民文化会館3階・消費生活相談窓口

相談方法 面談・電話相談

事例1

何年も前から消費者金融で借金を重ね、多重債務で困っています。毎月の返済に追われ、税金もたくさん滞納してしまいました。債務整理によって過払い金を返してもらえたら、税金も支払えるのですが、多重債務は解決できるでしょうか。

助言等

消費者金融4社へ借入れと返済を20年近く続けていたので、利息制限法の金利で再計算すれば、払い過ぎた利息が取り戻せると考えられ、専門機関へ引き継ぎました。

9月上旬から債務整理に入り、現在も継続中ですが、10月中旬には1社から多額の過払金を返還してもらったことができたので、滞納していた税金約100万円を納付することができました。

「ようけPRして、わたしのような人を助けてあげてください」という言葉をいただき、消費生活相談員と税務課にとって大変喜ばしい事例となりました。

事例2

訪問販売で消火器を購入したのですが、解約して、支払った代金を返してもらうことはできるでしょうか。

助言等

契約日は3日前でしたので、クーリングオフの説明と書類作りを手伝いました。また、販売業者との話し合いが円滑に行われるように協力しました。

消火器は着払いで販売業者へ発送し、相談日から約2週間で、全額返金してもらったことができました。